

令和9年度中野区夜間指導員（会計年度任用職員）募集要項

中野区では、令和9年度夜間指導員（会計年度任用職員）を、次のとおり募集します。

1 勤務地

中野区児童相談所（東京都中野区中央一丁目4 1 番2 号 中野区子ども・若者支援センター内）近隣地

※詳細は採用時にお伝えいたします。

2 勤務内容

- (1) 夜間における入所児童の生活支援（食事の補助、相談に対する対応その他入所児童の日常生活に必要な支援）に関すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、中野区児童相談所長が定める事項

3 募集人員

男児対応指導員、女児対応指導員 各10名 合計20名

4 募集要件

次に掲げる要件を満たす方

- (1) 児童福祉、児童虐待に対する識見その他職務を遂行するに当たり必要となる熱意及び行動力を有する者
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 社会福祉法第19条第1項第1号に規定する大学等（以下「大学等」という。）において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は大学等において当該科目を履修している者
 - イ 学校教育法に規定する専修学校において、児童福祉、社会福祉、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科を修めて卒業した者又は当該学科に在学している者
 - ウ 医師、保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、保育士等の資格取得者及び取得見込みの者、又は必要科目を履修中の者
 - エ 社会福祉施設等において、2年以上入所者の生活支援に従事した者

5 任用期間

令和9年4月1日より令和10年3月31日まで

6 勤務時間

1 回当たり 1 5 時間 3 0 分（原則午後 4 時 3 0 分～翌午前 9 時 3 0 分のうち 1 5 時間 3 0 分 ※休憩 1 時間 3 0 分）

7 勤務日

1 月当たり 4 回程度（土日祝日を含む所属長が定める日）

8 給与

1 回あたり 2 万 6 千円程度（地域手当・夜間勤務手当・特殊勤務手当相当額含む）

（時給 1, 5 3 2 円）

別途、通勤手当相当額を支給します。（上限額あり）

9 休暇

・有給休暇（年次有給休暇、夏季休暇（勤務日数に応じた日数）、公民権行使等休暇、慶弔休暇等）

・無給休暇（生理休暇、妊婦通勤時間、子育て部分休暇等）

10 応募方法

・郵送または持参の場合

選考申込書を記入し、令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）必着で下記書類提出先へ郵送または持参にて提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。

※持参の場合は、中野区子ども・若者支援センター（東京都中野区中央一丁目 4 1 番 2 号）6 階受付まで、土日祝日を除く、毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までにご持参ください。

なお、応募書類につきましては返却いたしません。（当方で責任を持って破棄いたします。）

・電子申請の場合

令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）午後 5 時までに下記フォームより必要事項を入力し、申請してください。（電子申請画面が開きます。）



<https://logoform.jp/form/Trw5/1763962>

11 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

(2) 面接日時 令和 8 年 1 2 月中

書類審査の上、令和8年11月下旬頃に合否及び面接日時を郵送によりご連絡いたします。

(3) 面接会場 中野区子ども・若者支援センター会議室
(東京都中野区中央一丁目41番2号)

(4) 結果通知 令和9年1月上旬以降に郵送によりお知らせいたします。

12 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、または競争試験若しくは選考を受けることができません。(地方公務員法第16条)
- 一 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は選考を受けることができません。

(2) こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科が判明した場合、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

13 書類提出先・問い合わせ先

〒164-0011

東京都中野区中央一丁目41番2号

中野区児童相談所管理係 担当：倉澤・井上

TEL：03-5937-3289